鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第一次提言

令和5年2月

鳥取市部活動改革委員会

はじめに

令和元年12月、「鳥取市部活動のあり方検討委員会」によって、「生徒数・学校規模に 応じた部活動数の適正化」「指導者確保と資質向上に向けた市の取り組み」「地域や社会教 育との連携により生徒の活動をサポート」を柱とする「鳥取市部活動のあり方に関する提 言」が取りまとめられた。この提言を受けて、部活動に係る持続可能な運営体制構築につ いて検討及び協議を行うために設置されたのが「鳥取市部活動改革委員会」である。

令和2年9月、文部科学省から、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとの考えが示された。そして、スポーツ庁及び文化庁が設置した「部活動の地域移行に関する検討会議」によって、令和4年6月と8月にそれぞれ提言(以下、国有識者会議提言)が取りまとめられた。県においても「運動部活動在り方検討会」が開催され、国有識者会議提言に対する対応について協議されてきた。本委員会では、それらの内容を踏まえつつ、本市の実情に応じた地域移行を進めることができるよう、令和3年度から5回にわたって協議を重ねてきた。

国有識者会議提言に対する国の考えは、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域 クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」として示されたところである。県 の対応については今後も引き続き協議され、令和5年度の早い段階で示される予定である。 しかし、令和5年度当初から地域移行を進めていくにあたっては、現段階における本市の 方向性について学校、児童生徒及び保護者、地域、各スポーツ・文化芸術団体等に示す必 要があると考え、ひとまず「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第一次提言」とし て取りまとめ、本市教育委員会に対して示すこととした。

少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を学校や地域の実情に応じながら確保できるよう、本提言を踏まえた地域移行が進められていくことを期待する。

令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とし、市教育委員会は地域が 休日のスポーツ・文化芸術活動を運営できる体制を各学校等と連携して整備すること。

- 地域移行の趣旨や本提言の内容、進捗状況等について、学校、児童生徒及び保護者、 地域、各スポーツ・文化芸術団体等へ周知すること。
- 地域が休日の活動を運営できる体制を整備する過程において、部活動指導員や運動 部活動外部指導者を各学校に引き続き配置すること。また、休日の運営団体・実施主 体(以下、地域クラブ)の指導者が平日の指導も可能であれば、部活動指導員や運動 部活動外部指導者として各学校に配置し、平日と休日で指導内容等が大きく異なるこ とがないようにすること。
- 改革推進期間中のスケジュールの目安(別表)をもとに、各学校や各エリアの進捗 状況や課題を把握すること。
- 休日の部活動の受け皿として活動する地域クラブを把握すること。そのような地域クラブは学校施設等を優先して利用できるようにしたり、平日の部活動で使用している用具を休日も継続して使用できるようにしたりするなど、活動施設及び用具の確保に係る支援策について検討すること。また、生徒の参加費用負担等への支援策についても検討すること。

別表 改革推進期間中のスケジュールの目安(令和5年2月時点)

加权		各学校や各エリア 市教育委員会				市部活動改革委員会	
		□コーディネーター				□児童生徒及び保護	□実情や進捗状況の把
	部活動改革協議会の開	の推薦	□広域的な部活動改革]コーディネーター (統括	コーディネーター連絡協	者、地域等への周知	握
		□地域移行に向けた				□各スポーツ・文化芸	□課題に対する指導助
		調査、研究				術団体等への協力依	言
		□休日に活動する部				賴	- □ - □地域移行の在り方に
		の決定				□ 県教育委員会等と連	係る調査、研究
		□広域的な検討を必	改革協議			携した指導者人材バ	
令和	催	要とする部の決定	会	•	議会	ンク及び育成体制等	
5		安とする品の仮定□連携可能な既存の	の開催	各学校)	\mathcal{O}	の整備	案の協議
年度		地域クラブの検討	催	校)の配置	開催(□各学校や各エリ	□休日の指導を希望す	余 り励戦
		□ 成場 フラの機 的 □ は □ 休日に指導可能な				る教員の把握	
		指導者の確保及び				□教員の兼職兼業に係	
		承認				る取扱の周知	
		※遅くとも令和6年				□鳥取市部活動の在り	
		度末までに完了				方に関する方針の改	
		及水よくに光り			アの	訂	
		 □部活動指導員等と			実情や	 □児童生徒及び保護	□実情や進捗状況の把
令和6年度		しての休日の指導			や進	者、地域等への周知	上 握
		開始(学校部活動)			步状	□活動施設及び用具の	□ 選 □課題に対する指導助
		※遅くとも令和7年			況	確保、参加費用負担	言
		度当初から開始			の把握	等への支援策の検討	- □ - □地域移行の在り方に
		□地域移行に向けた			握	□地域クラブ活動の体	係る調査、研究
		調査、研究			課	制整備支援	□鳥取市部活動の地域
		□地域クラブ活動の			題に	的正师人议	移行の在り方に関す
		体制整備			対す		る第二次提言案の協
		LT. 1113 TE NW					議
		 □地域クラブ活動の			る指導助言		□実情や進捗状況の把
令和7年度		指導者としての休				者、地域等への周知	
		日の指導開始(地域			周	□活動施設及び用具の	□課題に対する指導助
		クラブ活動)			知	確保、参加費用負担	言
		※遅くとも令和8年				等への支援	□ □地域移行の在り方に
		度当初から開始				□地域クラブ活動の体	係る調査、研究
		□地域移行に向けた				制整備支援	□鳥取市部活動の地域
		調査、研究				11 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11	移行の在り方に関す
		□地域クラブ活動の					る第二次提言の策定
		体制整備					2711 - 2710/C
		LA. 111.3 TE NH			<u> </u>		

市教育委員会は、各学校の学校運営協議会等に「部活動改革協議会」を設置し、学校 や地域の実情に応じた地域移行の在り方について検討すること。

- 改革推進期間中のスケジュールの目安(別表)をもとに、検討する内容を例として 示すこと。
- 必要に応じて広域的に(市内全域で/市を「鳥取市立学校適正規模・適正配置基本 方針」等を参考に複数のエリアに分けて/東部地区4町を含めて)地域移行の在り方 について検討すること。
- 休日における市内全域の生徒を対象とした地域クラブの整備についても、各スポーツ・文化芸術団体等と連携して支援策を検討すること。

市教育委員会は、教育委員会事務局内に統括コーディネーターを配置すること。また、 各学校と地域クラブとの連絡調整等を担うコーディネーターを各学校に配置すること。

- 統括コーディネーターの主な役割は次のとおりとする。
 - ・地域移行に向けた調査、研究を各学校のコーディネーターと協力して行う。
 - ・各学校のコーディネーターと進捗状況や課題を適宜共有し、指導助言等を行う。
 - コーディネーター連絡協議会を開催する。
 - ・必要に応じて広域的な部活動改革協議会を開催する。
 - ・休日における市内全域の生徒を対象とした地域クラブの整備を、各スポーツ・文化 芸術団体等と連携して支援する。
 - ・市部活動改革委員会を開催し、各学校や各エリア、各スポーツ・文化芸術団体等の 実情、進捗状況や課題を報告する。市部活動改革委員会での指導助言を各学校のコ ーディネーターに周知する。
- 統括コーディネーターは、市を複数のエリアに分けて検討する場合に対応できるよう、複数名配置することが望ましい。
- 各学校のコーディネーターの主な役割は次のとおりとする。
 - ・部活動改革協議会を各学校と協力して開催する。
 - ・地域移行に向けた調査、研究を部活動改革協議会と協力して行う。
 - ・各学校や市教育委員会等と地域クラブとの連絡調整等を行う。
 - ・地域クラブの体制整備を支援する。
 - ・コーディネーター連絡協議会に参加し、各学校の実情、進捗状況や課題を報告する。
- コーディネーターの配置にあたっては、各学校の意向を踏まえること。
- コーディネーター連絡協議会を定期的に開催し、地域移行に係る共通理解を図ると ともに、各学校や各エリアの実情、進捗状況や課題を把握すること。

市教育委員会は、休日の指導が可能な人材を県教育委員会、県スポーツ協会、各スポーツ・文化芸術団体等と連携して広域的に確保し(指導者人材バンク)、コーディネーター等が指導者の派遣について容易に相談できる体制を整備すること。

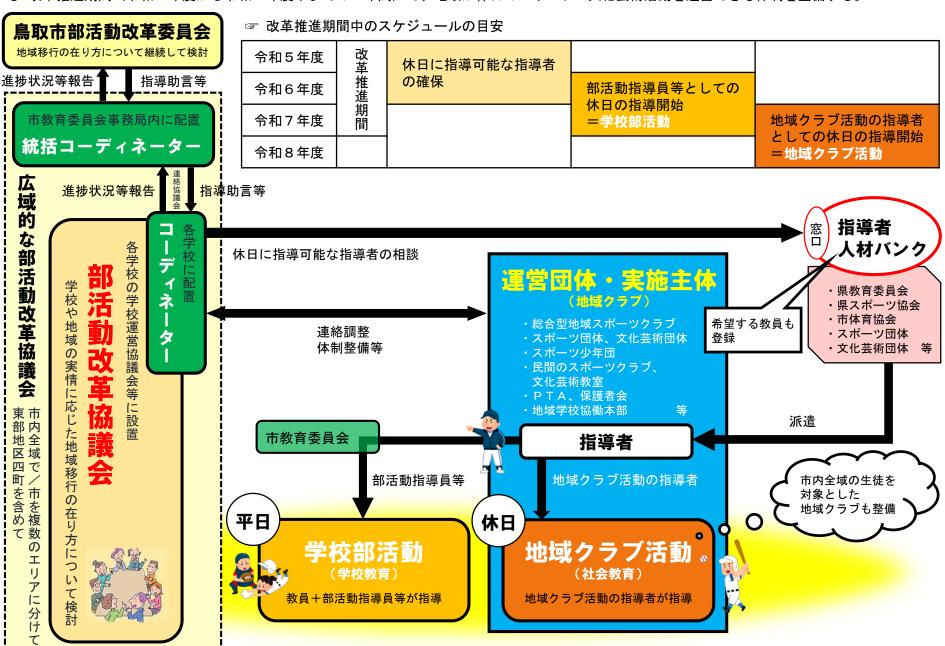
- 小・中・義務教育学校に勤務する教員に対して、休日の指導に係る意向を東部地区 4町と連携して確認すること。休日の指導を希望する教員が地域クラブの指導者とし て指導にあたることができるよう、兼職兼業に係る取扱について周知すること。また、 地域クラブが兼職兼業許可の基準を満たすよう、体制整備を支援すること。
- 各スポーツ・文化芸術団体等に対しても、コーディネーター等が直接相談可能な担 当者を団体内に配置するなどの協力を依頼すること。
- 指導可能な人材の発掘、育成にも県教育委員会、県スポーツ協会、各スポーツ・文 化芸術団体等と連携して取り組むこと。

市教育委員会は、各学校や各エリアの実情や進捗状況、国及び県の動向を踏まえながら地域移行の在り方について継続して検討するために、市部活動改革委員会を引き続き 開催すること。

- コーディネーター連絡協議会等で把握した各学校や各エリア、各スポーツ・文化芸術団体等の実情、進捗状況や課題を市部活動改革委員会に報告すること。市部活動改革委員会が指導助言した内容について各学校のコーディネーターに周知するとともに、指導助言を踏まえた支援策についても検討すること。
- 地域移行の在り方について調査、研究するための体制を市部活動改革委員会内に整備すること。
- 国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に則り、平成31年3月に策定された「鳥取市部活動の在り方に関する方針」 を改訂すること。

【鳥取市】部活動の地域移行(改革推進期間)のめざす姿

◎ 改革推進期間(令和5年度から令和7年度末までの3年間)で、地域が休日のスポーツ・文化芸術活動を運営できる体制を整備する。



鳥取市部活動改革委員会設置要綱

(目的)

第1条 中学校及び義務教育学校後期課程の部活動に係る持続可能な運営体制構築についての検討及 び協議を行うため、鳥取市部活動改革委員会(以下「改革委員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 改革委員会は、委員9人以内をもって組織する。
 - 2 委員は、別表に定める者のうちから、教育長が委嘱する。
 - 3 改革委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 4 改革委員会に副委員長を置き、委員の中から委員長がこれを指名する。

(職務)

- 第3条 改革委員会は、次に掲げる中学校及び義務教育学校後期課程の部活動に関する事項について、検討・助言するものとする。
 - (1) 部活動の現状と問題点及び課題等についての助言を行うこと。
 - (2) 今後の部活動のあり方について、持続可能な運営体制及び関係機関との連携について 検討すること。
 - (3) 鳥取市教育委員会が実施する施策について、助言を行うこと。
 - (4) その他必要な事項について検討すること。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。
 - 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第5条 改革委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議 は、教育長が招集する。
 - 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
 - 3 委員長は、必要があると認めたときは、改革委員会の会議に委員以外の者の出席を求めること ができる。
 - 4 改革委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 5 改革委員会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の 多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 改革委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、改革委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年2月18日から施行する。

別表(第2条関係)

役職等	人数
学識経験者	1名
鳥取市社会教育委員会	1名
鳥取市中学校PTA連合会代表	1名
鳥取市体育協会代表	1名
鳥取市中学校体育連盟代表	1名
鳥取市中学校文化連盟代表	1名
学校運営協議会	1名
地域スポーツ団体代表	2名